

第3回

埼玉県学校教育情報化推進計画(仮称)
有識者意見聴取会

■次第

1 開会

2 説明

3 意見聴取

▶ 基本方針に基づく施策について

- 基本方針 3 及び 4 について
 - 指標について
-

4 閉会

■ 目指す姿と基本方針

➤ 目指す姿

学校教育の情報化を通じて目指す姿

学校教育の情報化を推進し、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる教育」の実現を目指します

**持続可能な社会の創り手を育む
一人一人が主役の埼玉教育**

➤ 基本方針

- 基本方針 1 児童生徒の資質・能力の育成
- 基本方針 2 教員のICT活用指導力の向上
- 基本方針 3 ICT活用環境の整備
- 基本方針 4 ICT推進体制の整備と校務DXの推進

■ 各基本方針について

学校教育の情報化を通じて
目指す姿

✓ 学びの変革

基本方針1 児童生徒の資質・能力の育成

ICTの効果的な活用を推進し、児童生徒の情報活用能力を育成する教育を実践するとともに、多様な教育的ニーズを要する児童生徒に対するきめ細かな対応を充実します。

✓ 指導の変革

基本方針2 教員のICT活用指導力の向上

教員のICT活用指導力向上のための研修の充実や学校において推進力となる中核的人材の育成を進めるとともに、ICT支援員など外部人材による支援を行います。

基本方針3 ICT活用環境の整備

県立学校におけるICT活用のための環境整備を行うとともに、1人1台端末を前提とした教育データの利活用について調査・研究を進め、あわせて児童生徒の個人情報の保護と情報セキュリティ対策等に取り組みます。

✓ 環境の変革

基本方針4 ICT活用推進体制の整備と校務DXの推進

全県を通じた教育の情報化を推進するため市町村との連携体制を整備するとともに、ICTの活用による校務の改善に取り組みます。

✓ 校務の変革

■ 体系図

【目指す姿】

持続可能な社会の創り手
一人一人が主役の
埼玉教育を育む

【基本方針】

■ 児童生徒の資質・能力の育成 【学びの変革】



- ① ICTの効果的な利活用による学びの変革
- ② 情報活用能力を育成する教育の充実
- ③ 多様な教育的ニーズを要する児童生徒の学びへのICT活用の推進
- ④ 健康面への配慮

■ 教員のICT活用指導力の向上 【指導の変革】



- ① 教職員の資質向上のための研修の充実
- ② 中核となる人材の育成と指導・活用方法の共有
- ③ 調査研究等の推進

■ ICT活用環境の整備 【環境の変革】



- ① ICT教育環境の整備
- ② 個人情報保護・情報セキュリティ対策等の徹底
- ③ 教育データの利活用の推進

■ ICT推進体制の整備と校務DXの推進 【校務の変革】



- ① 広域的な連携体制の整備
- ② 校務の改善

1. 基本方針 3 及び 4 について

➤ 基本方針 3 ICT活用環境の整備

① ICT教育環境の整備

- 高等学校及び特別支援学校高等部の端末の整備については、個人所有端末の活用を基本とし、必要な貸出用端末の整備や端末注文サイトの構築による支援を行います。あわせて、視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズへの配慮を踏まえ適切なICT環境の整備を進めます。
- 全県立学校に導入の教育クラウドについて適正な運用を図るとともに、通信環境については、1人1台端末の利用を前提に、安定的でより高度な利用に耐えうる環境の整備を目指します。
- 教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としないアクセス制御による対策を講じたネットワークを検討し、利便性とセキュリティの双方を担保した新たな教育情報ネットワークを構築します。
- 市町村立小中学校等の端末については、「埼玉県共同調達会議」において仕様等について検討し、効率的な整備を推進します。

1. 基本方針 3 及び 4 について

➤ 基本方針 3 ICT活用環境の整備

② 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等の徹底

- 「埼玉県情報セキュリティポリシー」等の関係規程に基づき、個人情報の保護、情報漏洩の防止、不正アクセス対策等に取り組めます。
- 新たなネットワークへの移行にあわせ、クラウドサービスの日常的活用を前提とした新たなセキュリティ関係規程を整備します。
- デジタル時代における多様な情報を活用した学習を実施する上で、知的財産権の侵害を防ぐため、著作権等に関する理解を深める取組を推進します。

③ 教育データの利活用の推進

- 1人1台端末環境を前提として、個人情報保護等に十分留意した上で、教育データの利活用に向けた検討を行います。
- 児童生徒の学習データ（スタディ・ログ）や生活・健康データ（ライフ・ログ）を活用し、児童生徒の個別最適な学びを充実させたり、支援が必要な児童生徒の早期発見・早期対応につなげたりするための教育データの利活用に関する調査・研究を進め、指導に活かします。【再掲】

1. 基本方針 3 及び 4 について

➤ 基本方針 4 ICT活用推進体制の整備と校務DXの推進

① 広域的な連携体制の整備

- 県内全域においてICTを活用した学びが推進されるよう、自治体間や教職員間において実践事例の共有や意見交換を行う場を設け、広域的な連携を推進します。
- ICT活用プロジェクトでの授業モデルの公開やICTを効果的に活用している事例の収集とホームページ等での発信を通じ、指導・活用方法の共有を図ります。【再掲】
- 県立学校での日常的なICT活用を支援するため、機器使用上のトラブル対応に加え、授業におけるICT活用など、教員のICT活用指導力の向上に向けた専門家等による助言や支援が受けられる体制を整備します。【再掲】

② 校務の改善

- 県立学校において、クラウドサービスやペーパーレス支援ソフト、校務支援に係る各種システムの活用による事務の効率化を進め、校務に係る教職員の負担軽減を図ります。
- 教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としないアクセス制御による対策を講じたネットワークを検討し、利便性とセキュリティの双方を担保した新たな教育情報ネットワークを構築します。【再掲】

2. 指標について

基本方針	指標	現状値	目標値
1	児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合※1	81.7% (2022年度)	100.0% (2026年度)
2	授業にICTを活用して指導できる教員の割合※1	80.3% (2022年度)	100.0% (2026年度)
3	学習者用コンピュータの整備状況※2	77.2% (2023年度)	100.0%以上 (2026年度)
4	教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用できる教員の割合※1	90.4% (2022年度)	100.0% (2026年度)

※1 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

※2 文部科学省「高等学校における学習者用コンピュータの整備状況について」